

福岡県公報

平成二十二年三月二十六日
第三千九十号
増刊 ①

目次

告示(第五百八十三号)

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示 (総務事務センター) ……

企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……

教育委員会

九州歴史資料館職員の小都市駐在に関する訓令 (教育庁総務課) ……

告示

福岡県告示第五百八十三号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県職員住宅貸付要綱(昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号)の一部を次のように改正する。

別表第一「飛梅寮の項を削り、豊前寮の項管理者の欄中「豊前土木事務所長」を「京築県土整備事務所長」に改め、直方寮の項を削り、田川寮の項管理者の欄中「田川保健福祉環境事務所長」を「田川保健福祉事務所長」に改める。

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福岡県企業管理者 山田 修嗣

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程(平成十年福岡県企業局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項第一号中「三万円」を「五万円」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第一号

九州歴史資料館職員の小都市駐在に関する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

本庁 出先機関

福岡県教育委員会

九州歴史資料館職員の小都市駐在に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)第二十六条第二項の規定に基づき、九州歴史資料館職員(以下「職員」という。)を小都市に駐在させ、もって行政の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(駐在場所等)

第二条 駐在させる職員(以下「駐在職員」という。)の駐在場所等は次のとおりとする。

区分	駐在場所	所属機関名	担当事務

連絡事務関係

小都市

九州歴史資料館

九州歴史資料館の移転に伴う連絡事務に関する事

(指揮系統)

第三条 駐在職員は、所属機関の長の指揮を受けて、その事務に従事する。

(補則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。